

7 文 第 4 5 号

令和 7 年 12 月 25 日

別記 宛

農林水産省大臣官房長

農林水産省所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用の
運用について（通知）

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の改正により、令和元年 11 月 5 日から住民票及び個人番号カードに旧姓（同令第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）を記載することが可能となっていること、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（令和 7 年 6 月 10 日）において「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」とこととされていること等を踏まえ、農林水産省ホームページにおいて別紙のとおり公表しております。

貴職におかれましては、このことに御留意いただくとともに、関係者に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

(別記)

官房各部

消費・安全局長

輸出・国際局長

農産局長

畜産局長

経営局長

農村振興局長

農林水産技術會議事務局長

林野庁長官

水産庁長官

農林水産省所管法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

令和7年12月25日

農林水産省が所管する法令等の規定（他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく申請、届出、通知等における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓併記を希望する場合は、旧姓を併記することができます。
- 2 旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。
- 3 上記1による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出してください。

以上